

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和5年9月20日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第25号

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

小牧市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和55年小牧市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」を「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。